

「とって隠岐の旅滞在促進助成事業」補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 隠岐空港利用促進協議会 会長 池田 高世偉（以下「会長」という。）は、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、国が交付する「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」（以下「交付金」という。）を活用し、島根県隠岐諸島（隠岐の島町、西ノ島町、海士町、知夫村）に宿泊等を行う旅行商品を造成・販売する旅行会社等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する事業（以下「とって隠岐の旅滞在促進助成事業」という。）を実施することとし、その補助金については、本要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業及び補助率（補助金額）)

第2条 とって隠岐の旅滞在促進助成事業の対象となる事業は、旅行会社が販売する募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品のうち、隠岐諸島での宿泊を伴うもので、航空路及び別表1に掲げる体験・着地型旅行商品又は会長が認める体験プラン等（以下「体験プラン等」という。）がセットになったもの。

ただし、上記旅行商品のうち、隠岐諸島内で3泊以上の滞在を伴うものについては、体験プラン等を必ずしも必要としない。

- 2 補助金の交付の対象となる旅行会社（以下「補助事業者」という。）は、とって隠岐の旅滞在促進助成事業の対象となる旅行商品の販売に際し、とって隠岐の旅滞在促進助成事業であることを明らかにすること。
- 3 補助事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けたもので日本国内に事業所（本社、地区営業部、支社、支店、営業所）を置く旅行会社とする。ただし、同一会社については取りまとめて申請することもできる。
- 4 とって隠岐の旅滞在促進助成事業の対象となる旅行は、原則として、交付決定日以降に開始し、同年度3月30日までに終了するものとする。
- 5 補助事業者は、別表2に掲げる割引（助成）額を旅行代金から差し引いて販売するものとし、補助金額は割引（助成）額に旅行者送客手数料を加算した額とする。但し、割引（助成）額については別表2に掲げる金額を上限とし、割引（助成）額を差し引いた片道の運賃が、島民割引運賃（5,600円）を下回らないこと。
- 6 旅行者送客手数料は、旅行者1人につき1,000円を乗じた額とする。
- 7 第1項に規定する旅行商品の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業から除く。
 - (1) 体験プラン等が旅行商品の中に組み込まれていないもの
 - (2) 旅行催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (3) その他、会長が不相当と認めるもの

(交付の申請)

第3条 補助事業者は、別途、会長が示す期日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 行程表やパンフレット等内容が分かる書類

(交付決定額の通知)

第4条 会長は、旅行会社等から提出された書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助事業者に交付決定通知書(様式第2号)により交付決定額を通知する。

(実績報告及び交付請求)

第5条 補助事業者は、対象事業の完了後、30日以内又は、交付決定のあった年度の3月30日のいずれか早い日までに次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書兼交付請求書(様式第3号)
 - (2) 旅行商品ごとのパンフレット等
 - (3) 搭乗証明等、実績人数が確認できる書類
 - (4) その他会長が必要と認めるもの
- 2 会長は、提出された書類が規定に合致するか確認を行った結果、適正と認めた場合は、30日以内に補助事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売することを禁止する。

(状況報告及び調査)

第7条 会長は、必要に応じて補助事業者から対象事業について報告を求め、又は調査することができる。

- 2 会長は、必要に応じて補助事業者から対象事業の旅行代金内訳書(原価計算書)等の提出を求めることができる。補助事業者はその求めに応じなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 会長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(補助金の返還)

第9条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

附 則 この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。
 この要綱は、令和3年 4月30日から施行する。
 この要綱は、令和3年 9月 1日から施行する。
 この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。